

令和4年度社会福祉法人監査に関する指摘事項の概要

※集計表の内容にリンクしています。

I 実施件数

実施法人数 一般監査 13法人(40法人中)

II 全体的傾向

●文書指摘件数 28件

※監査実施法人13法人中、9法人において指摘事項がありました。

●口頭指摘件数 62件

※監査実施法人13法人中、全ての法人において指摘事項がありました。

●助言件数 24件

※監査実施法人13法人中、10法人において助言事項がありました。

III 主な文書指摘事項

運営管理関係

2 法人役員等

③ 役員・評議員の選任(決議方法)・任期・・・4件

- ・ 選任に関する決議で、候補者ごとに議決していないケースや候補者の同意が不適切なケースがありました。

【解説】

- 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることから、その独立性を確保するため、監事の過半数(在任する監事の過半数)の同意を得なければなりません。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えありません。

3 理事会の状況

③ 議事録の記録等・・・2件

- ・ 理事会等で承認を得ていた事項を議案書として保存していないケースや議事録作成者の記載がないケースがありました。

【解説】

- 理事会、評議員会はそれぞれ、業務執行の決定や法人の基本的事項を決定するなど、その議事内容は法人にとって重要な資料であるため、その内容は正確かつ不足なく作成される必要があります。その真正性を確保するために作成者の記載や出席者の署名も必要とされています。

7 その他

① 評議員・役員等の報酬、費用弁償規程・・・2件

- ・ 定款と報酬規程で整合性がとれていないケースや定款に反して報酬を支給しているケースがありました。

【解説】

- 評議員の報酬等の額は、定款で定める必要があります。
また、役員等の報酬は定款でその額を定めるか、評議員会の決議で定める必要があります。

会計経理関係

2 会計事務処理

- ⑤ 計算関係書類・財産目録等の不整合、不備等…5件
 - ・計算書類と附属明細書の不一致・不整合 1件
 - ・借入金明細書と貸借対照表の不一致・不整合 1件
 - ・勘定科目及び様式の不備 1件
 - ・補助金事業等収支明細書の記載不備 1件
 - ・貸借対照表の記載不備 1件
- ④ 契約事務…2件
 - ・随意契約手続きの不備 2件
- ① 経理規程の整備・運用の不備…1件
 - ・経理規程の不備 1件
- ③ 予算の編成、執行…1件
 - ・予算承認手続きの不備 1件

【解説】

- 会計経理関係の文書指摘件数は計9件でした。その中でも、「⑤計算書類・附属明細書の不整合、不備等」が多くみられました。
- 計算書類と附属明細書等は必ず整合がとれていなければならないため、必ず照合し金額等の不一致・不整合がないか確かめるようにしてください。
- 随意契約については、理由を明確にし、経理規程に基づき、手続きするようにしてください。

IV 主な口頭指摘事項 「文書指摘」としない指摘
(国ガイドラインでは文書指摘としない指摘)

運営管理関係

- 30件
 - ・理事会の状況 11件
 - ・評議員会の状況 4件
 - ・事業・人事・資産管理 4件
 - ・定款及び登記事項 3件
 - ・法人役員等 1件
 - ・その他 7件

【解説】

- 定款について各規程や実態と整合性がとれていないケースがありました。「社会福祉法人定款例」を基本として、実態と合うように定めるようにしてください。
また、定款は、社会福祉法人の運営を行う上で基本的なルールを定めたものですので、

各規程は定款の内容と反するものであってはなりません。

- 理事会や評議員会の開催通知について、開催日と通知日の間隔日数不足や理事会の決議前に評議員会の通知を発する等の不適切な事務手続きがありました。開催日、通知発出日は特に注意してください。
- 理事会、評議員会を連続して欠席する役員等が見られました。開催日を決定する際は、出席者の意向を反映するなど、連続して欠席することが無いようにしてください。
- 決議の省略について、「書面決議」の文言を使用しているケースがありました。平成28年法改正により、「書面決議」はできないことになりましたので、「同意書」による「同意」の手続きをしてください。

会計経理関係

32件

・会計事務処理(注記の誤記・不備を含む)	28件
・会計担当者の任命等	2件
・その他	2件

【解説】

- 会計責任者や出納職員を任命していないケースがありました。法人における管理運営体制を明確にするため確実に任命してください。
- 「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第157号)に基づいた改正がなされていない。また、実態に則していない。等の経理規程の不備がありました。法令、通知、実態に基づいた内容としてください。
- 計算関係書類・財産目録等の不備等がありました。金額の不一致等がないかチェックしてください。
(福島市のホームページに掲載している「社会福祉法人会計 計算書類と附属明細書の突合表」をご参照ください。)

V 主な助言事項

運営管理関係

22件

・理事会の状況	11件
・評議員会の状況	3件
・定款及び登記事項	1件
・法人役員等	1件
・事業・人事・資産管理	1件
・その他	5件

会計経理関係

2件

・会計事務処理	2件
---------	----

【解説】

- 理事長及び業務執行理事が理事会に業務執行状況の報告をしているが、議事録に記録していないケースがありました。3か月に1回以上報告(ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りで

ない。)し、議事録に記載してください。

- 各規程について、表現が曖昧で、誤解や拡大解釈を招く可能性がある文言がありました。規程は厳格に運用する必要がありますので、規程の明確化と文言について見直しを図り、必要な改訂を行ってください。